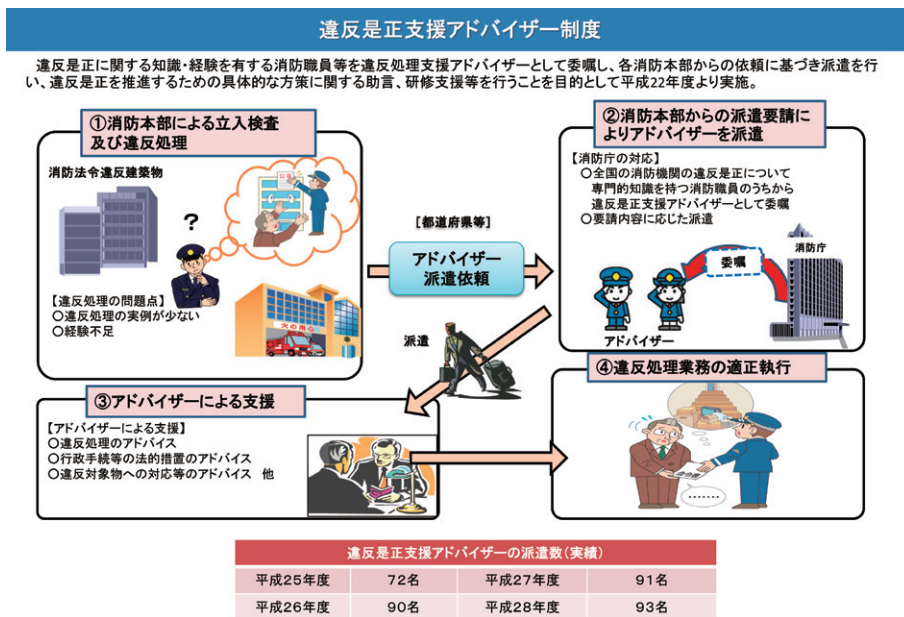




違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化

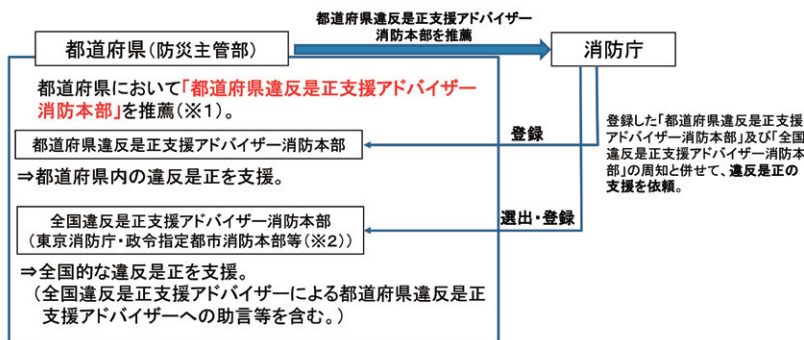
予防課

消防庁では全国的な違反是正の推進のため、「違反是正支援アドバイザー制度の発足について」（平成22年2月12日付け消防予第70号）により、違反是正支援アドバイザー派遣要綱（以下「要綱」という。）を定め、各消防本部等からの依頼に基づき、違反処理事務等を支援するため、違反是正に関する知識・経験を有する消防職員を違反是正支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として派遣する事業を行ってきたところです。



昨年5月に開催された全国消防長会予防委員会において、違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化について要望がなされたことを踏まえ、先般「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化について」（平成29年4月24日付け消防予第117号）により要綱を改正し、都道府県違反是正支援アドバイザー（以下「都道府県アドバイザー」という。）又は全国違反是正支援アドバイザー（以下「全国アドバイザー」という。）を各都道府県に配置することとしました。

「都道府県又は全国違反是正支援アドバイザー消防本部」の登録(配置)



※1 平成25年度～平成27年度に消防庁で実施した「違反是正実務研修」を受講状況のほか、都道府県内の違反是正の実情を踏まえて消防本部を推薦。
 ※2 従前の違反是正支援アドバイザーが所属する消防本部を平成29年度において「全国違反是正支援アドバイザー消防本部」として登録。



違反是正支援アドバイザー派遣要綱の主な改正内容

区分	都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部	全国違反是正支援アドバイザー消防本部
登録方法	都道府県内における違反是正の推進等に必要知識又は経験を有する消防本部として、都道府県消防防災主管部長が推薦した結果に基づき、消防庁予防課長が都道府県アドバイザー本部を登録。 ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。	全国における違反是正の推進に必要な豊富な知識又は経験を有する消防本部として、消防庁予防課長が全国アドバイザー本部を選出し、登録。 ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。
アドバイザー	都道府県アドバイザー本部が違反是正の推進に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定	全国アドバイザー本部が違反是正の推進に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定
支援内容	都道府県内の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言・研修支援等を行う。	都道府県違反是正支援アドバイザーへの助言・研修支援等を通じ、全国の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策等に関する助言・研修支援等を行う。
支援方法	支援の対象団体となる消防本部等や各種会議、研修会へアドバイザーを派遣する方法のほか、アドバイザーが所属する消防本部へ支援の対象団体となる消防本部等に所属する消防職員を派遣する方法、派遣によらず電話、メール等による連絡その他助言、研修支援等を行うに当たり必要と認められる方法	

- ▶ 都道府県アドバイザーの情報共有等を図るため、ブロック単位で違反是正支援アドバイザーブロック会議を開催予定
- ▶ 全国アドバイザーの情報共有等を図るため、全国アドバイザー会議を実施する予定

(注1) 各都道府県単位で実施する「違反是正事例研究会」において、前年度までは、消防庁が委嘱した違反是正支援アドバイザー（東京消防庁・政令指定都市消防本部等の消防職員）を各2名派遣していたところ、平成29年度は、全国アドバイザーの派遣は1名とし、残り1名は都道府県違反是正支援アドバイザーとする。

(注2) 派遣事業に関する旅費等の経費については、消防庁の業務の性質に照らし、必要と認められるものは、消防庁の負担とする。なお、消防庁の業務の性質に照らした必要性は、個別具体的な派遣目的等により判断することから、派遣依頼に先立って、消防庁予防課へ相談されたいこと。

平成29年度アドバイザー消防本部については、「都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部の推薦について」（平成29年4月24日付け消防予第119号）により、推薦いただいた都道府県アドバイザー消防本部及び消防庁予防課長が選出した全国アドバイザー消防本部を要綱第3条第2項及び第3条の2第2項に基づき、「違反是正支援アドバイザー消防本部の登録等について」（平成29年6月1日付け消防庁予防課事務連絡）により登録しました。

都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部及び全国違反是正支援アドバイザー消防本部

【都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部(73本部)】		【全国違反是正支援アドバイザー消防本部(25本部)】	
北海道 1 函館市消防本部	37 豊橋市消防本部	北海道 1 札幌市消防局	
2 小樽市消防本部	38 春日井市消防本部	2 旭川市消防本部	
3 大空消防組合消防本部	39 衣浦東部広域連合消防局	宮城県 3 仙台市消防局	
青森県 4 青森地域広域事務組合消防本部	40 一宮市消防本部	千葉県 4 千葉市消防局	
岩手県 5 盛岡地区広域消防組合消防本部	41 四日市市消防本部	東京都 5 東京消防庁	
宮城県 6 若狭地区広域行政事務組合消防本部	42 桑名市消防本部	埼玉県 6 さいたま市消防局	
秋田県 7 秋田市消防本部	43 津市消防本部	神奈川県 7 川崎市消防局	
山形県 8 山形市消防本部	44 湖南広域消防局	8 横浜市消防局	
9 いわき市消防本部	45 京都府消防局※	9 相模原市消防局	
福島県 10 郡山地方広域消防組合消防本部	46 東大阪市消防局	新潟県 10 新潟市消防局	
茨城県 11 水戸市消防本部	47 豊中市消防局	山梨県 11 甲府地区広域行政事務組合消防本部	
12 稲敷広域消防本部	48 枚方東部川消防組合消防本部	静岡県 12 静岡市消防局	
栃木県 13 宇都宮市消防局	49 高槻市消防本部	13 浜松市消防局	
14 岡崎市消防局	50 姫路市消防局	愛知県 14 名古屋市消防局	
15 高崎市等広域消防局	51 尾崎市消防局	岐阜県 15 岐阜市消防本部	
16 伊勢崎市消防本部	52 西宮市消防局	三重県 16 大津市消防局	
17 川越地区消防局	53 奈良市消防局	京都府 17 京都市消防局	
18 埼玉西部消防局	54 和歌山市消防局	大阪府 18 大阪市消防局	
19 上尾市消防本部	55 鳥取県東部広域行政事務組合消防局	19 堺市消防局	
20 埼玉南西部消防本部	56 鳥取県西部広域行政事務組合消防局	兵庫県 20 神戸市消防局	
21 船橋市消防局	57 松江市消防本部	岡山県 21 岡山市消防局	
22 松戸市消防局	58 倉敷市消防本部	広島県 22 広島市消防局	
千葉県 23 柏市消防局	59 福山地区消防組合消防局	福岡県 23 福岡市消防局	
24 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	山口県 60 下関市消防局	24 北九州市消防局	
東京都 25 東京消防庁※	61 宇都・山陽小野田消防局	熊本県 25 熊本市消防局	
26 鎌倉市消防局	徳島県 62 徳島市消防局		
神奈川県 27 横浜消防局	香川県 63 高松市消防局		
新潟県 28 長岡市消防本部	愛媛県 64 松山市消防局		
富山県 29 富山市消防局	高知県 65 高知市消防局		
石川県 30 金沢市消防局	福岡県 66 久留米広域消防本部		
福井県 31 福井市消防局	佐賀県 67 佐賀広域消防局		
山梨県 32 甲府地区広域行政事務組合消防本部※	長崎県 68 長崎市消防局		
長野県 33 長野市消防局	熊本県 69 熊本市消防局※		
岐阜県 34 岐阜市消防本部※	大分県 70 大分市消防局		
静岡県 35 富士市消防本部	宮崎県 71 宮崎市消防局		
36 志太広域事務組合志太消防本部	鹿児島県 72 鹿児島市消防局		
	沖縄県 73 那覇市消防局		

※ 全国違反是正支援アドバイザー消防本部であるが、都道府県内には違反是正の推進に係る業務研修受講消防本部がないことほか、都道府県内の違反是正の実情を踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部を業務。

問い合わせ先

消防庁予防課 桐原・諸田
TEL: 03-5253-7523